

鳥栖市地域防災計画 修正の概要

計画修正の考え方

- ▶ 国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画の修正に伴い、上位計画と整合を図るために修正を行うものである。
- ▶ 本年2月開催の本会議を踏まえ、挙げられた意見・要望等の反映等のため加除修正したものである。
- ▶ 今後も国の防災基本計画や佐賀県地域防災計画が修正された場合には、必要に応じて修正するものである。

主な修正項目

(1)本市の災害特性の修正

(2)国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

- 避難情報の変更
- 広域避難に関する事項
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(3)その他

(1)本市の災害特性の修正

●風水害の主な修正

- ・令和元年、令和3年に発生したような集中豪雨による局地的な激甚災害は今後も頻発することを予想する。【第2編第1章第3節 被害想定】
→佐賀県地域防災計画による修正
- ・気象警報等の種類、基準の修正
【第4編第1章第1節 防災関係情報の種類、内容】

●地震の主な修正

- ・「平成28年熊本地震」被害の掲載
【第2編第2章第2節 これまでの地震災害】
- ・佐賀平野北縁断層帯、日向峠一小笠木峠断層帯の掲載
(佐賀県地震被害等予測調査)

最大震度:7

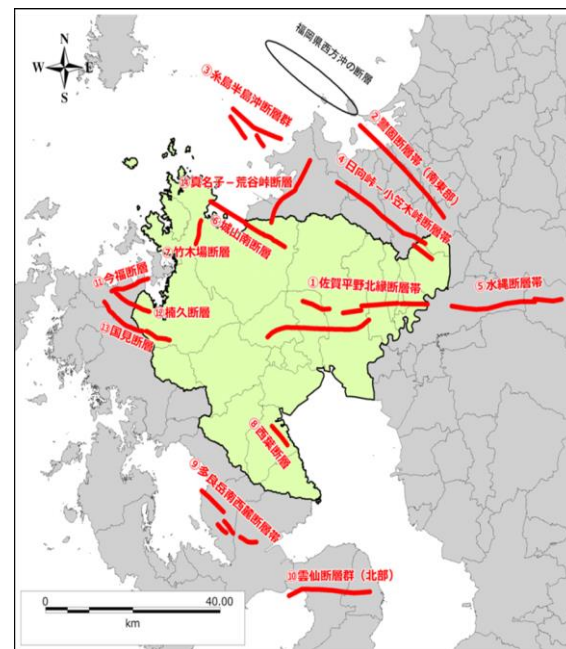
被害予測:全壊・焼失棟数 約7,200棟

死者数 約460人 負傷者数 約2,100人

避難者数(避難所) 約13,000人

※日向峠一小笠木峠断層帯(最大値)

【第2編第2章第1節 本市の地域特性ほか】



(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●災害対策基本法の改正を踏まえた主な修正

・避難情報の変更【総則、風水害編、地震・津波編、原子力災害対策編】

→「避難勧告(緊急)」「避難指示」を「避難指示」に一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し



(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●災害対策基本法の改正を踏まえた主な修正

・広域避難に関する事項【第3編第1章第5節 10 広域避難体制の整備】

→災害が**発生するおそれがある段階**での、広域避難に係る自治体間協議の実施
避難者受入協定:みやき町、基山町

・避難所の見直し【資料編P 60】

→施設改修(鳥栖北まちづくり推進センター、旭まちづくり推進センター)
施設廃止(田代まちづくり推進センター分館)
→鳥栖高等学校、鳥栖商業高等学校、鳥栖工業高等学校との協定締結



(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた主な修正

・躊躇しない避難の推進【第3編第1章第1節第6 防災知識の普及啓発】

- 災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先であり感染症拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民へ周知
- マイタイムライン・**コミュニティタイムライン**作成の推進

・避難所における感染症対策【第3編第1章第5節 避難対策実施体制の整備】

- 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
収容人員 2㎡に1人→4㎡に1人

・分散避難の推奨【第3編第1章第5節 避難対策実施体制の整備】

- ホームページやアプリを活用した避難所の混雑状況の周知
- ホテルや旅館等宿泊施設への避難の推奨

・被災自治体への応援職員等の感染症対策

【第3編第1章第3節第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化】

- 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底

(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●災害対策基本法の改正を踏まえた主な修正

・避難確保計画の作成の義務化

【第3編第1章第1節第3 2要配慮者利用施設の防災体制】

→避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難確保計画について、作成を義務化

→洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設を更新【資料編 P116】

【要配慮者利用施設の範囲】

水防法第15条第1項第4号口に規定する要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に規定する要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に立地する高齢者や障害者、幼児等が利用する施設のうち、次の用途のものとする。

区 分	施 設 種 別
高齢者施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム(ケアハウス)、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、生活支援ハウス、地域共生ステーション、老人福祉センター
障害児・障害者施設	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、障害者支援施設、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設
児童福祉施設等	放課後児童健全育成施設、児童厚生施設、病児保育施設、児童養護施設、母子生活支援施設、児童相談所、乳児院、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、一時預かり事業所
医療施設	病院、診療所(有床に限る)、助産所
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校

(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●災害時の広報体制の整備・強化

【第3編第1章第3節第3 災害時の広報体制の整備・強化】

市は災害による緊急情報や被害状況との情報を市民等に発信するため、従来のホームページ、メール(防災ネットあんあん、緊急速報メール)等に加えて、多重化に努める。

→SNS、**防災ラジオ**、**dボタン**等の活用など、災害対応業務の**多重化**の促進

- ・Facebook、Twitter H25年度～
- ・ヤフー防災アプリ H31年4月～
- ・防災ラジオ(ドリームスエフエム) R1年度
- ・LINE R3年2月～
- ・dボタン(九州朝日放送) R3年6月



(2) 国の防災基本計画の修正(R3. 5)を踏まえた修正

●多様性に配慮した避難所運営【第4編第3章第5節第9 避難所の運営】

・男女双方の視点に加えて、LGBT等多様な性のあり方に配慮する。

→避難所等における性暴力・DVの発生防止

→県統一様式の使用(避難者世帯票、避難者台帳)【資料編P62,63】

→女性による女性用品の配布
男女別トイレの確保

など

ひなんしゃせたいひょう
避難者世帯票

※応急期以降、又は必要に応じて世帯(家族)ごとに提出

避難者名		受付番号	
氏名	記入者氏名		
住所	自宅の被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 被害なし	
電話番号	携帯電話	避難所 <input type="checkbox"/> 滞在を希望 <input type="checkbox"/> 軍中泊(避難所敷地内) <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内) <input type="checkbox"/> その他()	
その他の連絡先	自家用車	色 車種 タバコ ペット 種類 <input type="checkbox"/> 同伴(を希望する) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 行方不明	
避難所を利用する人		備考(注1)	
(避難所以外の場所に滞在する人も記入)		病気・服薬・けが 要介護 障がい 身体 障がい 精神 妊産婦 アレルギー 医療・機器使用等	
氏名	生年月日	年齢	性別
ふりがな	年 月 日	年	男・女
(特記事項) 特に配慮が必要な事項(内服薬や粉ミルクが必要なもの)や避難所運営に協力できる技能・特長等があれば記入してください。		かかりつけ・施設名	医師名等
		利用サービス	連絡先
		滞在場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()
		(重要) 安否確認の問合せへの対応 回答を希望する ・ 同意しない	
世帯主	転出先		

(注1) 要介護者、障害者は確保検査証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。
 ※この用紙に記入していただいた情報については、市の災害対策において避難状況把握を把握し、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、資料や物資の配給や確保管理などの支援を行うため、避難所運営に必要最低限の範囲で共有します。

(3) その他

● 住家被害程度に認定基準

・ **国が示す統一様式による罹災証明書の見直し**

【資料編 P160】

→任意様式である罹災証明書の様式が自治体間で大きく異なるために、自治体間の応援業務の支障となっているため

・ **住家被害程度**

→ **住家の被害の程度は、国が示す「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の被害認定基準運用指針に従い6区分とする**

整理番号 <input type="text"/>			
罹 災 証 明 書			
世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日
罹災原因	年 月 日の による		
被災住家の所在地			
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分			
<small>※ 住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のため使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>			
住家の外構及び付帯設備の被害			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
年 月 日			
鳥栖市長 印			

(3) その他

●災害時応援協定締結先の拡充【資料編 P44】

協定の名称	締結先	締結年月日	概要
大規模災害時における相互協力に関する協定	麓刑務所	平成31年2月1日	避難所の提供
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クラウン・パッケージ九州事業所	平成31年4月1日	資機材の提供
災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年4月1日	アクセスの負荷軽減、情報発信の提供等
災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社グッデイ	令和2年1月6日	物資の提供等
地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定	大和ハウス工業株式会社	令和2年12月10日	避難場所、物資集積場所の提供等
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和3年2月1日	物資の提供
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	令和3年4月8日	放送・報道
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	令和3年6月18日	資機材の提供

(3) その他

●土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定【資料編 P149】

	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
鳥栖市	209	199
佐賀県	12815	11618

2021年3月30日現在

●応急仮設住宅候補地の見直し【資料編 P161】

追加: 市民公園駐車場、東公園(おひさまの丘)

廃止: 市役所グラウンド、鳥栖スタジアム第4駐車場
北部グラウンド

●ヘリポートの見直し【資料編 P156】

●防災体制の見直し【第4編 第2章 防災配備体制 ほか】

→災害対策本部所掌事務の修正

→機構改革や公共施設の所管課の変更などに伴い修正